

第3回まちづくり勉強会を開催しました。

豊橋市 都市計画部 都市計画課・区画整理課

皆様がお住まいの地域は、昭和30年に土地区画整理事業の計画区域とする都市計画決定が行われましたが、事業化への機運が高まらないまま約70年が経過しています。この状態のまま、都市計画法による建築制限がかかり続けることは、本市としては、望ましいとは言えず、かつ地区全体での土地区画整理は非常に難しいと考えております。また、アンケート調査の結果では、現状の都市基盤施設に対して不満を感じる意見が多くありました。そのようなことから住民の皆さんとともに今後のまちづくりについて検討する勉強会を開催しております。

第3回まちづくり勉強会開催内容をニュースとしてまとめましたので、ぜひご一読ください。



勉強会の様子

■まちづくり勉強会の開催

日時：令和7年6月27日（金）

19:00～20:30

場所：東部生涯学習センター

内容：1.前回の振り返り

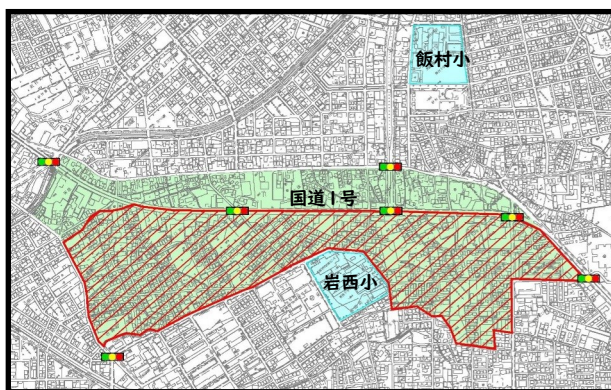
2.ワークショップ

3.次回の開催について

当日は、第2回勉強会までのワークショップで挙げられた問題を課題として整理した内容を参加者全員で確認しました。

ワークショップでは、課題を解消するためのまちづくり手法について学び、まちづくり手法のメリットやデメリットを踏まえて、「どのようなまちづくり手法を選択したらよいのか」について意見交換を行い、共有しました。

次ページからは、整理された課題やワークショップで学んだまちづくり手法、そこで挙げられた主な意見をまとめています。



■：都市計画決定範囲

■：勉強会対象範囲

勉強会当日の資料は、豊橋市役所のホームページで公開しております。スマホで右の二次元コードを読み込んでいただくことで簡単にアクセスできます。

また、ホームページの『サイト内検索』を利用して、『岩西校区まちづくり勉強会』で検索することでもご覧いただけます。



◎整理された課題

【意見】

【課題】

- ・緊急車両動線の確保
- ・拡幅による道路の安全性向上
- ・歩道がない、狭い
- ・県道の整備

など

- 〔狭あい道路の解消〕※
- ・幅員 4 m 未満の道路（狭あい道路）の解消

- 〔道路の改良・整備〕
- ・道路の整備

- ・通過車両のスピードの抑制
- ・抜け道となっている

など

- 〔通過交通の規制〕
- ・通過交通の規制による安全性の確保

※狭あい道路：幅員 4 m 未満の市道等



狭あい道路の解消



渋滞する道路の改良・整備



通過交通の規制

◎まちづくり手法

【狭あい道路の解消】

手法	概要	メリット	デメリット
市の要綱による支援の活用	「豊橋市狭あい道路に係る後退用地等の確保に関する要綱」に基づく支援を受け、狭あい道路を拡幅	・通常の後退用地の寄付に比べ、市の金銭的支援を受けることができ、自己負担が低減	・後退用地に補助対象外の工作物などがあると、撤去費用に大きな負担が生じる場合がある ・狭あい道路沿道の土地所有者全員の協力がないと道路拡幅の効果が表れない

【道路の改良・整備】			
手法	概要	メリット	デメリット
道路事業 ・ 街路事業	道路用地を買収し、道路（市町村道や都市計画道路）を整備する	計画通りの道路が整備される	- 移転を余儀なくされる地権者が出る可能性がある - 道路沿道に不整形な土地（残地）が発生することもある
土地区画 整理事業	道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図る	計画に基づく道路や公園の整備とともに、宅地の整形化を一体的に行える	- 地区内の地権者全員に用地の負担（減歩）が生じる - 多くの地権者の合意がなければ事業化が困難
沿道整備 街路事業	道路事業・街路事業と区画整理方式の組み合わせにより都市計画道路や沿道のまちづくりを実現する	- 道路用地に係る残留希望地権者が残留できる - 残地が発生せず、敷地整序ができる	- 都市計画道路のみが対象 - 対象区域内に売却希望者が必要
街なみ環境 整備事業	地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅や道路などの改善を行うことで、良好な街なみを形成する	道路や公園などの公共施設の整備や空き家除去など一体的に整備を行える	区域内の土地所有者などにより街づくり協定の締結が必要
地区計画	地区整備計画に地区施設（道路の幅員）や工作物の設置制限などを定め、地区全体のまちづくりを実現する	- 路線ごとに計画を定められるため、幅員4m以上の空間を確保するルールも定められる - 道路空間の確保だけでなく、街の環境を守るために必要なルールも定められる	- 建物の建築や用途の変更などをする際に進むまちづくりのため、街なみの形成に時間を要する - 地区計画を策定するためには土地所有者などの合意が必要であるが、合意形成を図ることが難しい

【通過交通の規制】			
手法	概要	メリット	デメリット
速度抑制 対策	イメージハンプやラバーポールなどの路面標示や物理的デバイスによる速度抑制対策	注意喚起などによる速度抑制効果が期待できる	車両運転者によるところが大きく、効果が担保されない
車両通行 規制	一方通行規制による車両通行規制により、車両の通行量抑制を図り、歩行者等の安全な通行を確保する	- 車両の通行量抑制が期待できる - 車両のすれ違いがなくなり、歩行者の安全性向上が期待できる	- 地区内にお住まいの方が不便 - スピード抑制は車両運転者によるところが大きく、効果が担保されない
	車両通行規制（時間通行規制・指定方向外通行禁止規制など）により車両の交通量抑制を図る	車両の交通量抑制が期待できる	取り締まりの徹底が困難であり、効果を高める工夫が必要

※手法について、より詳細な内容については表紙掲載の二次元コードからアクセス可能です。

◎挙げられた主な意見

- ・土地を渡すことに同意しない人もいるため、道路拡幅は現実的ではないのでは。
- ・渋滞する交差点部だけでも拡幅し、右折レーンを整備してほしい。
- ・右折禁止規制をすることで、自動車の流れを良くしたい。
- ・電柱を民地に立てる、地中化することで、安全に通過できる道路用地を増やしたい。
- ・一方通行にすると、住民が不便になり困るのでは。



ワークショップの様子

◎今後のまちづくり勉強会について



今年度はあと2回のまちづくり勉強会を予定しております。第4回まちづくり勉強会では、第3回に引き続き、地区の課題に対して「どのようなまちづくり手法を選択したらよいのか」についての検討を行います。

第5回まちづくり勉強会では、今までの勉強会で行われたワークショップを基に、まちづくりプラン（案）として整理し共有します。

第4回まちづくり勉強会の開催について

（日時）

令和7年11月以降、19時～20時30分を予定

（日程が決まりましたらご案内します）

（場所）

東部生涯学習センター 第一和室（予定）